平成25年度の製造業向け主な補助金・助成金

	新連携	地域資源	農商工	サポイン	医工連携	地域イノベ	グローバル連携	ものづくり補助金	創業補助金	神奈川県の補助金	横浜市の補助金	川崎市の補助金	相模原市の補助金	三菱UFJ財団
正式名称	新事業活動・農商工連携等促進支援補助金（新連携支援事業）	新事業活動・農商工連携等促進支援補助金（地域資源活用新事業展開支援事業）	新事業活動・農商工連携等促進支援補助金（農商工等連携対策支援事業）	戦略的基盤技術高度化支援事業	課題解決型医療機器等開発事業	地域イノベーション創出実証研究補助事業	グローバル技術連携支援事業	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金	地域需要創造型等起業・創業促進補助金	中小企業新商品開発等支援事業補助金	横浜市中小企業新技術・新製品開発促進事業（SBIR）	川崎市新技術・新製品開発等支援事業	相模原市中小企業研究開発補助金	研究開発助成金
企業規模	異分野の中小企業（2社以上）（大企業参加可能）	中小企業者（単独または共同）	中小企業者・農林漁業者	中小企業・小規模事業者	中小企業者	中規模以上(※1) 小規模以上(※2)	中小企業者・小規模事業者	ものづくり中小企業・小規模事業者	創業者及び第二創業者	中小製造業	中小企業者、組合、グループ	中小企業者	中小企業者	原則として設立または創業後もしくは新規事業進出後5年以内の中小企業 または個人事業者。
業種	制限なし	農林水産業 鉱工業 サービス業（観光）	中小企業者・農林漁業者	製造業	製造業・医療機関等	製造業か	製造業、情報サービス業等	「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業	制限なし	製造業	製造業	単独又は異業種企業と連携して新技術・新製品開発を行う中小製造業者	中小企業者（単独または共同で新技術・新製品開発等の研究開発を行っている中小企業者）	現在の技術水準からみて、新規性があり、技術水準が高く、事業化可能性の高いプロジェクト。
公募期間	平成25年2月15日（金）～平成25年3月11日（月）	平成25年2月15日（金）～平成25年3月11日（月）	平成25年2月15日～3月11日	平成25年4月24日～6月20日	平成25年3月29日(金)～平成25年5月20日（月）	平成25年4月22日 ～平成25年6月3日	平成25年5月15日～6月20日	2次募集：平成25年6月10日～平成25年7月10日	受付開始：平成25年5月22日（水曜） 第一次締め切り：平成25年6月7日（金曜） 第二次締め切り：平成25年6月28日（金曜）	平成25年3月18日（月）～3月29日（金）（土・日・祝日は除く）	重点枠のうち「研究」、「新技術・新製品開発」、一般枠：平成25年5月10日～6月14日	平成25年4月8日（月）～4月26日（金）	平成25年4月16日～5月10日	平成25年度は2回応募期間を設けます。 第1回目：4月1日～5月31日　決定は9月頃 第2回目：9月1日～10月31日　決定は平成26年2月頃
概要	異なる事業分野の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術等）を有効に組み合わせた新事業活動を行うことにより、新市場創出、製品・サービスの高付加価値化を目指す取組（「新連携」）を支援することを目的としております。	地域の優れた資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業に対し、市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新役務の開発（試作、研究開発、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費の一部を助成する。	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新役務の開発、需要の開拓等を行う事業に係る経費の一部を補助する。 農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携事業計画」の認定を受けることが前提条件となる。	中小ものづくり高度化法に基づく鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の22技術分野の工場につながる研究開発からその試作までの取組を支援。 特に、複数のものづくり中小企業・小規模事業者、農林製品製造業者や大学、公設試験研究機関等が連携した研究開発であって、事業化の売上見込やスケジュールが明らかとなっている提案を支援。	厚生労働省及び文部科学省と連携し、 ① 医療現場からのニーズが高く、課題解決に資する研究課題を選定し、 ② 優れたものづくり技術（切削、精密加工、コーティング等）を有する中小企業等と、それらの課題を有する医療機関や研究機関等とが連携した「医工連携」による医療機器の開発・改良、について ③ 国内外の臨床評価、実用化までの一貫した取組、を行います。 今年度は、特に口既存中小活性化案件、口新規参入促進案件（販売チャネル連携）、口周辺市場開拓案件、ログローバル案件を重点的に採択予定。	地域の中小企業を中心に、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）、公的研究機関等が共同で実施する、実証研究（実用化技術の実証又は性能評価等）を支援します。これを通じて中小企業等を始めとする産学官の技術や資源を最適に組み合わせた産学官連携体制の構築を通じて地域発の優れた実用化技術の事業化を促進し、新事業の創出に資することを目的とします。 本事業への提出に当たっては、事前に「e-Rad（府省共通研究開発管理システム）」へ「研究機関の登録」「研究者の登録」を行ったうえで「応募基本情報」を申請することが必要となります。	厳しいグローバル競争をとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の 認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事 業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援	きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の 認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事 業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援	地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業や既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する第二創業、また、海外市場の獲得を念頭とした事業を興す起業・創業を支援することにより、地域における需要の創出、取り込みや中小企業・小規模事業者の活力の回復・向上を促すことで、経済の活性化を図ることを目的として、これらの起業・創業、第二創業を行う者に対して、その創業事業費等に要する経費の一部を補助します。	神奈川県では、中小企業者が行う新商品・新技術開発や販路開拓を支援するため、中小企業新商品開発等支援事業補助金として「技術・製品開発分野」と「販路開拓分野」の2つの分野を設けて経費の一部を補助しています。	新技術・新製品開発に取り組む市内中小企業に対し、研究開発の準備段階から販路開拓までを一貫して支援。 重点枠と一般枠があります。 （重点枠のうち環境分野） 　省エネルギー、新エネルギー、3R等の環境分野に資する新技術・新製品開発に対して助成 （重点枠のうち健康分野） 　医療・介護機器等の健康に資する新技術・新製品の開発に対して助成	市内の中小製造業者に対して補助金を交付することによって、国際競争力のある技術を有した中小企業の創出をはかるとともに、新事業の創出を促し、市内製造業の活性化を目指すことを目的とする。	中小企業の技術研究開発を促進し、技術力の向上を図るため、中小企業者が自ら行う新製品、新技術等に関する研究開発に要する経費の一部を補助する。	技術指向型の中小企業に対して研究開発助成金の交付、債務保証を中心とした支援、新製品・新技術の研究開発に対する助成希望の事業者に対する支援のほか、、これまで同財団の助成金交付等を受けた事業者の更なる成長を支援するため、株式保有事業。 現在の技術から見て新規性があるもので、以下に該当するもの。産業経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる機械またはシステムの開発等に関するもの。 に準ずる新規製品及びこれらに関する設備、部品材料、原材料等の開発に関するもの。 　原則として、2年以内に事業化可能性のあること
補助金額（委託費）	上限3000万円	上限3000万円	上限3000万円	一般型：初年度4500万円以下 小規模事業者型：初年度2300万円以下	最大8000万円を想定（最大3か年）	1年目（平成25年度）：300万円以上3，000万円以下 2年目（平成26年度）：300万円以上2，000万円以下（予定） ※中間評価で継続実施が認められた場合の補助金額です。 ※平成26年度の予算措置がなされなかったり、もしくは予算額が縮小された場合は、補助金額の設定を変更する可能性があります。	上限5000万円（単年2000万）、下限500万円（単年100万円）	上限1,000万円	地域需要創造型起業・創業：200万 第二創業：500万 海外需要獲得型起業・創業：700万	技術製品開発：100万円～330万円販路開拓： 50万円～130万円	上限 3,000万円（重点枠・一般枠、事業区分により異なる）	1件あたり100万円以内	上限200万円 （産学連携枠や行政課題対応枠の場合300万円）	助成金額として次のいずれか少ない方の金額。（返還の義務はありません） ・1プロジェクトにつき300万円以内。 ・研究開発対象費用の2分の1以下。
補助率	補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の2/3以内	補助対象経費の2/3以内	委託	単年度の委託契約	（1）補助率 補助対象経費の2／3以内 （2）補助対象経費 評価・実証研究費（機器設備費、消耗品費、外注費、旅費）、労務費（研究員費、補助員費、 業務推進費）、共同研究費、委託費、間接経費、諸経費	補助対象経費の3分の2以内	2/3以内	専門家との顧問契約のための費用や広告費等、創業及び販路開拓に必要な経費に対して2/3	補助率1/3以内	重点枠：2/3以内 一般枠：1/2以内	補助対象経費の1/2以内	研究開発に要する経費の1/2以内	助成金として、次のいずれか少ない方の金額を交付いたします。 　1プロジェクトにつき300万円以内。 　研究開発対象費用の1／2以下。 別途、財団による株式保有（500万円まで）により資金調達も可能（審査有）
応募資格	中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた連携体の代表者	法律「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条第1項」に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた中小企業者	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた者のうち、農商工等連携事業計画の認定に関する命令第2条第1項に基づき定める代表者	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者を含む共同体	ものづくり中小企業を含む、事業管理機関、総括事業実施機関、総括事業代表者、副総括事業代表者によって構成される共同体を基本。	地域の産官学（企業、大学、高専、公設試等）からなる共同研究体	製造業や情報サービス業等の中小企業者・小規模事業者を中心とした共同体（中小企業者・小規模事業者を2者以上含む）	ものづくり中小企業・小規模事業者であり、以下の要件を満たす者。 (1)顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化を行う事業であること (2)認定支援機関に事業計画の実効性等が確認されていること (3)「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業であること	1地域の新たな需要の掘り起こしや雇用を支える事業 -[地域需要創造型起業・創業] 2海外市場の獲得を念頭とした事業を国内で起業 -[海外需要獲得型起業・創業] 2.事業承継に伴って、業態転換や新事業・新分野に進出する中小企業・小規模事業者 -[第二創業]	県内に事業所を有し、製品の製造加工等を1年以上行なっていること。	市内に主たる事業所及び研究開発拠点を有し、市内で引き続き1年以上事業を営む市税の滞納のない中小企業者、組合又はこれらで構成するグループ。	市内に事業所を有して一年以上事業を営む中小製造業者。ただし、一年未満でも市長の指定する施設等に入居している中小製造業者を含む。	市内に事業所を有し、単独又は共同で新技術・新製品開発等の研究開発を行なっている中小企業者であり、相模原市が課税する法人市民税もしくは市民税を完納しているもの。	原則として設立または創業後もしくは新規事業進出後5年以内の中小企業または個人事業者。 　優れた新製品、新技術を自ら実施しようとする具体的計画（プロジェクト）を持っている者。
事業期間	交付決定日から平成26年3月31日まで	交付決定日～平成26年3月31日	交付決定日～平成26年3月31日まで	研究開発期間：2年度または3年度	研究開発期間：3年度以内	研究期間2年以内	最長3年度	事業期間 1年	単年度	交付決定日～平成26年2月15日	単年度（新技術・新製品開発は2ヶ年が可）	交付決定金計年度内	単年度	
採択予定件数	24年度　141件	H25年度　50件	平成25年度実績：116件	120件程度	10件（8億円）	平成24年度実績 応募　85件　採択　16件	平成24年度実績：51件	1次公募：1万件応募で約4900件採択	平成24年度：13件（15件）	24年度実績 新技術枠：5件 下請け枠：5件	平成24年度実績 重点枠：21件 一般枠：13件	（実績） H23年　11件 H24年　12件 H25年　7件	平成25年度　6件 平成24年度　5件	10件前後
競争率【参考程度】				約6倍	10倍以上			約2倍				H25年応募　8件		10-20倍

本表は、25年度の情報であることに留意してください。また、上記は概要であり、必ず省庁、自治体等のHPにて詳細を確認ください。